

## 第二次北海道再犯防止推進計画（仮称）事務局素案（対照表 第1章～第3章）

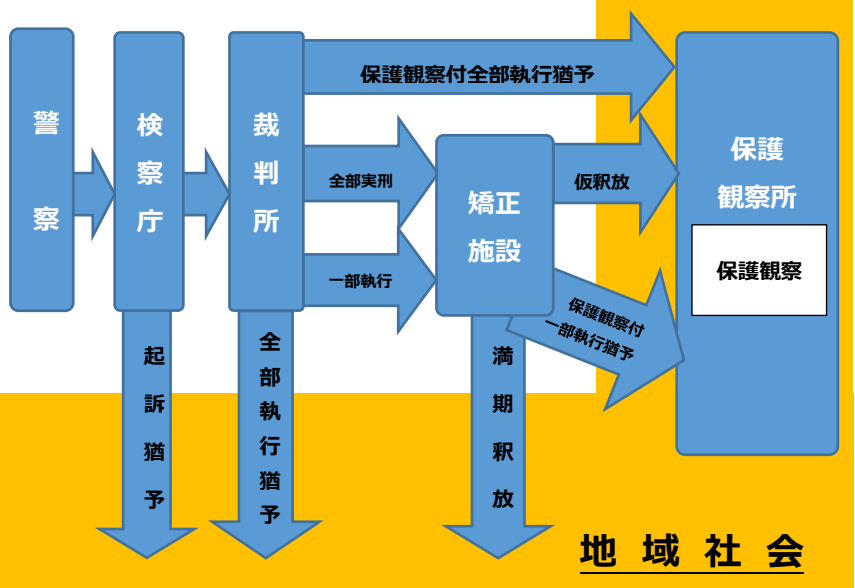
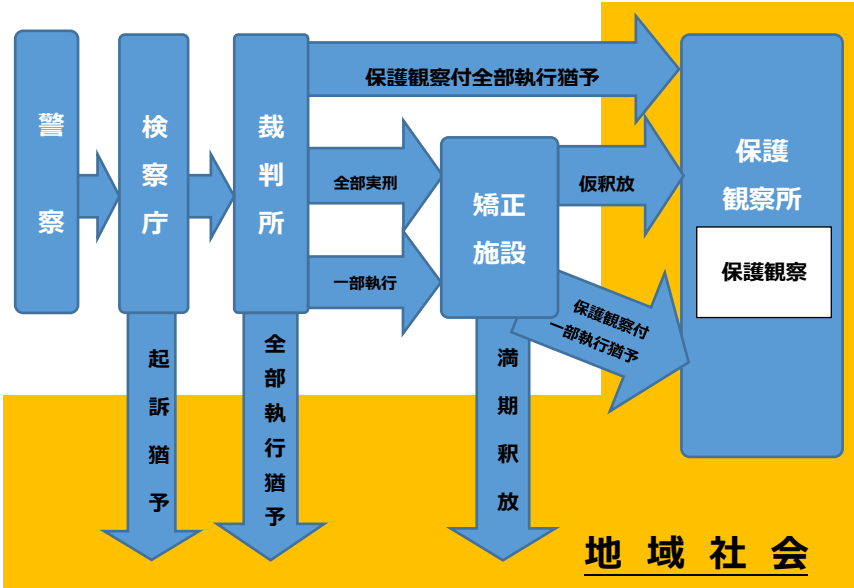
北海道再犯防止推進計画（現行）	第二次北海道再犯防止推進計画（仮称）事務局素案	備考
第1章 計画の基本的な考え方	第1章 計画の基本的な考え方	
1 計画策定の趣旨	1 計画策定の趣旨	
<p>全国の刑法犯の認知件数は、平成14年に戦後最多を記録しましたが、令和元年には約75万件とピーク時の3分の1程度まで減少し、戦後最少を更新しています。</p> <p>検挙された人のうち、再犯者についても平成18年をピークに、令和元年には約10万人まで減少しましたが、それを上回るペースで初犯者数が減少しているため、検挙人員に占める再犯者の割合は、平成18年は38.8%でしたが、令和元年には48.8%に達しています。</p> <p>誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした人等が抱える課題等を社会全体で解消することで、その立ち直りを支援し、犯罪や非行の繰り返しをなくしていく再犯防止の取組を推進していくことが重要です。</p> <p>こうした状況を踏まえ、国では、平成28年12月に、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明記し、施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）を施行し、再犯防止推進計画を策定することとしたほか、地方公共団体においても国の計画を勘案して地方再犯防止推進計画を定めるよう努めることとされています。</p> <p>本道においても、検挙人員に占める再犯者の割合が令和元年で</p>	<p>全国の刑法犯の認知件数は、平成14年に戦後最多を記録しましたが、令和3年には約57万件とピーク時の5分の1程度まで減少し、戦後最少を更新しています。</p> <p>検挙された人のうち、再犯者についても平成18年をピークに、令和元年には約10万人まで減少しましたが、それを上回るペースで初犯者数が減少しているため、検挙人員に占める再犯者の割合は、平成18年は38.8%でしたが、令和3年には47.0%に達しています。</p> <p>誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした人等が抱える課題等を社会全体で解消することで、その立ち直りを支援し、犯罪や非行の繰り返しをなくしていく再犯防止の取組を推進していくことが重要です。</p> <p>こうしたことから、国では、平成28年12月に、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明記し、施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）を施行し、平成29年12月には、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、国の再犯防止に関する施策を盛り込んだ「再犯防止推進計画」を策定しました。</p> <p>本道においても、検挙人員に占める再犯者の割合は、令和元年は</p>	<p>・数値の時点修正</p> <p>・数値の時点修正</p> <p>・国の「再犯防止推進計画」策定について追記</p>

<p>45.5%と国と同程度であることなど、犯罪をした人等の地域生活への定着に向けた支援の必要性が増しています。</p> <p>こうしたことから、道では、国の再犯防止推進計画を踏まえ、国の刑事司法関係機関、市町村、民間協力者等と連携しながら、再犯の防止等に関する取組を総合的かつ計画的に進めていくため、地方再犯防止推進計画を策定することとしました。</p>	<p>45.5%、令和 3 年には若干減少しましたが、それでも 44.0%に達していません。</p> <p>このため、道では、再犯防止推進法及び国の再犯防止推進計画を踏まえ、国の刑事司法関係機関、市町村、民間協力者等と連携しながら、再犯の防止等に関する取組を総合的かつ計画的に進めていくため、令和 3 年 3 月に「北海道再犯防止推進計画」を策定し、施策を進めてきたところです。</p> <p>令和 5 年 3 月には、国において「第二次再犯防止推進計画」が策定され、新たな再犯防止の考え方が示されたことから、道としても、現行の「北海道再犯防止推進計画」を見直し、「第二次北海道再犯防止推進計画(仮称)」を策定することとしました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・数値の時点修正</li> <li>・国の「第二次再犯防止推進計画」策定と、道の「第二次計画」策定の方向性について追記</li> </ul>
--	---	---

<p><b>2 計画策定の目的</b></p> <p>犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居といった居場所がない、高齢で身寄りがいない、障がいがある、薬物依存を有している、十分な教育を受けていないなど、円滑な社会復帰に向けて、様々な支援を必要とする人が多く存在します。</p> <p>更生保護や再犯防止施策は、これまで刑事司法施策の一環として、国が中心となって実施されてきました。しかしながら、刑事司法関係機関による社会復帰支援は刑事司法手続に限られるため、刑事司法手続が終わった人や起訴猶予・執行猶予となった人については、社会の支援に繋がらないまま刑事司法手続が終了してしまう場合もあることから、様々</p>	<p><b>2 計画策定の目的</b></p> <p>犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居といった居場所がない、高齢で身寄りがいない、障がいがある、薬物依存を有している、十分な教育を受けていないなどの<b>生きづらさを抱え</b>、円滑な社会復帰に向けて、様々な支援を必要とする人が多く存在します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な社会復帰のための支援が必要であることを記載 (下記も同様)</li> </ul>
---	--	---

<p>な生きづらさを抱える犯罪をした人等が、地域社会で孤立しないための「息の長い」支援の重要性が指摘されており、こうした人たちが社会復帰を果たす上で必要な住民サービス等を円滑に受け取ることができるよう、更なる配慮が求められています。</p> <p>道としては、ソーシャル・インクルージョンの考え方も踏まえ、犯罪や非行をした人が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員として地域に定着できるよう支援する取組を推進することにより、再犯を防止し、道民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すため、本計画を策定します。</p>	<p><b>こうした生きづらさを抱える</b>犯罪をした人等が、地域社会で孤立しないための「息の長い」支援の重要性が指摘されており、こうした人たちが社会復帰を果たす上で必要な住民サービス等を円滑に受け取ることができるよう、<b>国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して更生保護や再犯防止施策を実施する必要があります。</b></p> <p>道としては、ソーシャル・インクルージョンの考え方を<b>踏まえて本計画を改定し</b>、犯罪や非行をした人が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員として地域に定着できるよう支援する取組を、<b>関係機関、民間団体等と連携して</b>推進することにより、再犯を防止し、道民が安全で安心して暮らせる社会の実現を<b>目指します。</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の第二次計画から、各機関による連携した支援の必要性を記載</li> </ul>
---	--	--

<p><b>3 計画の性格</b></p> <p>本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として定めるものです。</p> <p>また、道政の基本計画である「北海道総合計画」を推進するための施策別計画として位置づけるほか、平成30年12月に策定された「北海道SDGs推進ビジョン」の趣旨を踏まえ、取り組むものとします。</p>	<p><b>3 計画の性格</b></p> <p>本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として定めるものです。</p> <p>また、道政の基本計画である「北海道総合計画」が示す<b>政策の基本的な方向に沿って策定・推進するための特定分野別計画</b>として位置づけるほか、平成30年12月に策定された「北海道SDGs推進ビジョン」の趣旨を踏まえ、取り組むものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道総合計画」における関係計画の位置づけを記載</li> </ul>
--	---	--

<p><b>4 計画の対象者</b></p> <p>本計画において「犯罪をした人等」とは、再犯防止推進法第2条第1項に規定する「犯罪をした者等」のことをいい、警察で検挙されたあとに検察庁で起訴猶予処分になった人、裁判所で全部・一部執行猶予や罰金・科料となった人、矯正施設を仮釈放された人や満期釈放となった人、保護観察に付された人等が含まれます。</p>  <p>「犯罪をした人等」に関する代表的な刑事司法手続のフロー図(成人) ※詳細は参考資料に掲載しています。</p>	<p><b>4 計画の対象者</b></p> <p>本計画において「犯罪をした人等」とは、再犯防止推進法第2条第1項に規定する「犯罪をした者等」のことをいい、警察で検挙されたあとに検察庁で起訴猶予処分になった人、裁判所で全部・一部執行猶予や罰金・科料となった人、矯正施設を仮釈放された人や満期釈放となった人、保護観察に付された人等が含まれます。</p>  <p>「犯罪をした人等」に関する代表的な刑事司法手続のフロー図(成人) ※詳細は参考資料に掲載しています。</p>	
<p><b>5 計画の期間</b></p> <p>本計画の期間は、令和3年度から概ね5年間とし、計画期間中であっても、必要に応じて見直しを行います。</p>	<p><b>5 計画の期間</b></p> <p>本計画の期間は、令和6年度から概ね5年間とし、計画期間中であっても、必要に応じて見直しを行います。</p>	<p>・第二次計画の始期を記載</p>

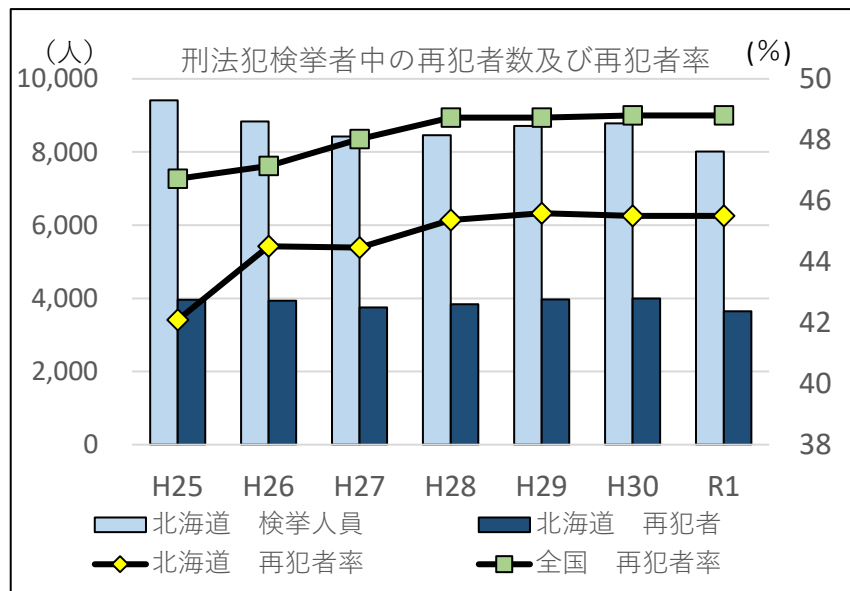
## 第2章 再犯防止を取り巻く状況

## 1 本道の再犯者の状況

道内における刑法犯の認知件数は、平成14年の9万4,091件をピークに減少しており、令和元年には2万3,607件で、ピーク時の約3割となっています。

また、刑法犯の検挙人員についても、平成16年の1万4,383人をピークに減少傾向にあり、令和元年には8,014人で、ピーク時の約6割となっています。

その一方で、再犯者については、令和元年には3,644人となっており、法務省が都道府県別に統計の公表を始めた平成25年から概ね同程度で推移し、検挙人員に占める再犯者の割合は、平成25年の42.1%から令和元年には45.5%となっています。



(出典：法務省提供資料)

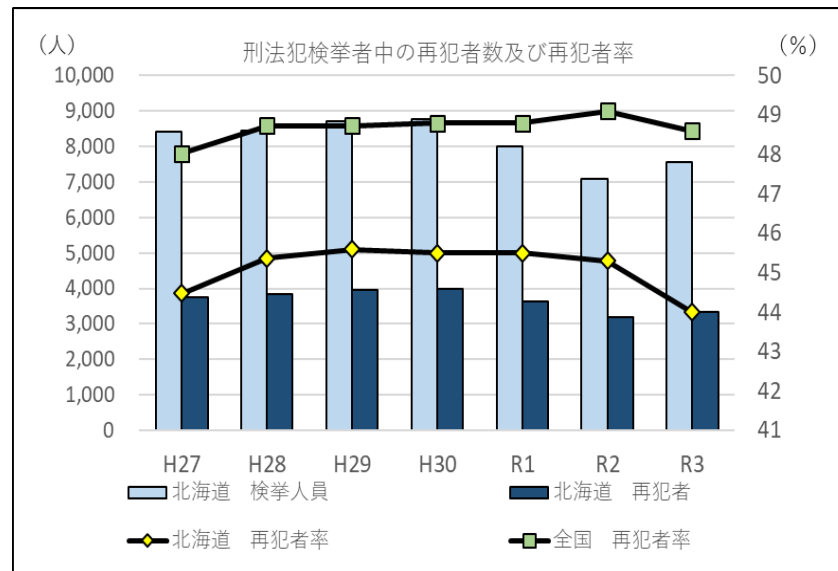
## 第2章 再犯防止を取り巻く状況

## 1 本道の再犯者の状況

令和4年中、道内で認知した刑法犯は1万9,604件で、前年に比べて1,175件(6.4%)増加し、平成15年以降減少傾向にありましたが、20年ぶりに増加に転じました。

刑法犯の検挙人員については、平成16年の1万4,383人をピークに減少傾向にあり、令和4年には7,588人で、ピーク時の約半数となっています。

再犯者については、令和3年には3,323人となっており、法務省が都道府県別に統計の公表を始めた平成25年から概ね同程度で推移し、検挙人員に占める再犯者の割合は、平成25年の42.1%から令和3年には44.0%となっています。



(出典：法務省提供資料)

・刑法犯の認知件数、検挙人員、再犯者数、再犯者率を時点修正

2 国の再犯防止の取組	2 国の再犯防止の取組	
<p>平成 19 年版犯罪白書では、戦後約 60 年間にわたる犯歴記録の分析結果等をもとに、国民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現の観点から、再犯防止対策を推進する必要性と重要性を次のとおり指摘しました。</p> <p>① 全検挙者のうちの約3割に当たる再犯者によって約6割の犯罪が行われている。</p> <p>② 再犯者による罪は窃盗、傷害及び覚醒剤取締法違反が多い。</p> <p>③ 刑事司法関係機関がそれぞれ再犯防止という刑事政策上の目的を強く意識し、相互に連携して職務を遂行することはもとより、就労、教育、保健医療・福祉等関係機関や民間団体等とも密接に連携する必要がある。</p> <p>④ 犯罪者の更生に対する国民や地域社会の理解を促進していく必要がある。</p> <p>国では、再犯防止対策を推進する必要性と重要性が認識されるようになったことを受けて、数値目標などを掲げた取組を展開しています。</p> <p>➤「再犯防止に向けた総合対策」の決定 (平成 24 年7月:犯罪対策閣僚会議)</p> <p>※数値目標の設定</p> <p>・出所等した年を含む2年間における刑務所等に再入所する者の割合を平成 33 年までに 20%以上減少させる。</p>	<p>平成 19 年版犯罪白書では、戦後約 60 年間にわたる犯歴記録の分析結果等をもとに、国民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現の観点から、再犯防止対策を推進する必要性と重要性を次のとおり指摘しました。</p> <p>① 全検挙者のうちの約3割に当たる再犯者によって約6割の犯罪が行われている。</p> <p>② 再犯者による罪は窃盗、傷害及び覚醒剤取締法違反が多い。</p> <p>③ 刑事司法関係機関がそれぞれ再犯防止という刑事政策上の目的を強く意識し、相互に連携して職務を遂行することはもとより、就労、教育、保健医療・福祉等関係機関や民間団体等とも密接に連携する必要がある。</p> <p>④ 犯罪者の更生に対する国民や地域社会の理解を促進していく必要がある。</p> <p>国では、再犯防止対策を推進する必要性と重要性が認識されるようになったことを受けて、数値目標などを掲げた取組を展開しています。</p> <p>➤「再犯防止に向けた総合対策」の決定 (平成 24 年7月:犯罪対策閣僚会議)</p> <p>※数値目標の設定</p> <p>・出所等した年を含む2年間における刑務所等に再入所する者の割合を平成 33 年までに 20%以上減少させる。</p>	<p>・この項の記載内容は過去の事実であり、修正なし。新たな事実について追記</p>

➤「宣言：犯罪に戻らない・戻さない ～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」の決定(平成 26 年 12 月：犯罪対策閣僚会議)

※数値目標の設定

- ・平成 32 年までに、犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業数を現在(平成 26 年)の3倍にする。
- ・平成 32 年までに、帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を3割以上減少させる。

➤「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につながるネットワーク構築～」の決定(平成 28 年7月：犯罪対策閣僚会議)

薬物依存者や犯罪をした高齢者又は障害のある者等に対する刑事司法のあらゆる段階のみならず、刑事司法手続終了後を含めた「息の長い」支援の実施を盛り込む。

こうした中、平成 28 年 12 月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した再犯防止推進法が制定、同月に施行され、これに基づき平成 29 年 12 月、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯防止推進計画が策定されました。

また、令和元年 12 月には、「再犯防止推進計画加速化プラン」を決定し、令和3年度末までに、100 以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援することなどを新たに目標として掲げています。

➤「宣言：犯罪に戻らない・戻さない ～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」の決定(平成 26 年 12 月：犯罪対策閣僚会議)

※数値目標の設定

- ・平成 32 年までに、犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業数を現在(平成 26 年)の3倍にする。
- ・平成 32 年までに、帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を3割以上減少させる。

➤「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につながるネットワーク構築～」の決定(平成 28 年7月：犯罪対策閣僚会議)

薬物依存者や犯罪をした高齢者又は障害のある者等に対する刑事司法のあらゆる段階のみならず、刑事司法手続終了後を含めた「息の長い」支援の実施を盛り込む。

こうした中、平成 28 年 12 月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した再犯防止推進法が制定、同月に施行され、これに基づき平成 29 年 12 月、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯防止推進計画が策定されました。

また、令和元年 12 月には、「再犯防止推進計画加速化プラン」を決定し、令和3年度末までに、100 以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援することなどを新たに目標として掲げています。

	<p>こうした取組を踏まえ、第一次計画の内容を発展させ、再犯防止施策の更なる推進を図るため、令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」が策定されました。</p>	
--	---	--

<p><b>第3章 施策の展開方向</b></p>	<p><b>第3章 施策の展開方向</b></p>	
	<p><b>1 現計画に基づく取組の検証</b></p>	
	<p>(取組状況)</p> <p>道では、平成28年12月に公布・施行された「再犯の防止等に関する法律」及び平成29年12月に策定された「再犯防止推進計画」に基づき平成30年度から3年間実施された「地域再犯防止推進モデル事業」を活用し、実態調査を行うほか、セミナーや意見交換会を開催し、再犯防止に関する理解促進を図る取組を行うとともに、令和3年3月に、再犯を防止し、道民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すため、「北海道再犯防止推進計画」を策定しました。</p> <p>この「北海道再犯防止推進計画」に基づき、国の機関や民間団体等と連携して各種施策に取り組んできました。</p> <p>例えば、就労の確保については、「雇用で支える再出発」をテーマに「北海道再犯防止フォーラム」を開催したほか、協力雇用主制度に関する啓発資料を作成し、HP等で周知を図っています。</p> <p>また、道営住宅に関し、住宅セーフティネット法に規定する住宅確保要配慮者である更生保護対象者等について、道営住宅所在市町から要請等に応じ、同居親族がいなくても入居申込み可能となる取組を実施しています。</p> <p>このほか、国の機関や民間団体など関係者で構成する再犯防止推進会議を開催するほか、道内4地域において、再犯防止推進会議地域会</p>	<p>・道の現計画に基づく取組状況について検証し、国の第二次計画の内容を踏まえ、道の第二次計画策定に向けた方向性を記載する。</p>



議を開催し、各機関の取組など必要な情報共有により連携を図るとともに、パネル展や「社会を明るくする運動」内閣総理大臣メッセージ伝達式を行うなど、再犯防止について道民理解の促進を図るなどの取組を行っています。

計画指標については、対象の調査実施がなかった指標6を除いて推移を確認したところ、指標1の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率、指標2の協力雇用主数、指標3の刑務所を出所した人のうち、出所時に帰住先がない人の数及びその割合について、指標設定時に比べ、改善がみられました。

指標2の実際に雇用している協力雇用主及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等の数、指標5の「社会を明るくする運動」行事参加人数については指標設定時に比べ、改善がみられませんでした。これは、新型コロナウイルス感染症により、影響があったと思われます。

また、指標4の保護司数及び保護司充足率についても改善がみられませんでした。このことは全国的に同じ傾向が示されています。

(今後の考え方)

計画に基づく施策の取組状況及び、計画指標の検証を行いました。一部外的要因はあるものの、施策の取組により一定程度成果を収めていると考えられ、引き続き取組を進める必要があります。

道の取組を進めるに当たって、国の第二次計画では、施策の実施者が目指すべき方向・視点として、第一次計画の基本方針を踏襲することとしています。道においても現行計画の基本方針の考え方を原則踏襲することとしつつ、国の第二次計画の重点課題で設定された「地域による包

	<p>撰の推進」として「国・都道府県・市区町村の役割」や「地方公共団体による再犯の防止等に向けた取組の促進」が示されており、この考えを踏まえて、道計画を改定し、各種施策に取り組んでいくこととします。</p>	
--	---	--

<p><b>1 基本方針等</b></p> <p>国の「再犯防止推進計画」を踏まえ、次のとおり基本方針と重点課題を定め、本道の実情に応じた再犯防止に向けた取組を推進します。</p> <p><b>【基本方針】</b></p> <p>① 犯罪をした人等が立ち直り、社会の一員として地域に定着できるよう、国及び市町村、民間団体等と連携して取り組みます。</p> <p>② 国との適切な役割分担を踏まえ、犯罪をした人等に対する切れ目のない指導及び支援に努めます。</p> <p>③ 犯罪被害者等が存在することを十分に認識し、犯罪をした人等が犯罪被害者の心情を理解することの重要性を踏まえ、犯罪防止に取り組みます。</p> <p>④ 再犯防止の取組をわかりやすく広報することなどにより、道民の関心と理解を醸成します。</p> <p><b>【重点課題】</b></p> <p>① 就労・住居の確保等</p> <p>② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等</p> <p>③ 学校等と連携した修学支援の実施等</p> <p>④ 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等</p> <p>⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等</p> <p>⑥ 国・市町村・民間協力者との連携強化</p>	<p><b>2 基本方針等</b></p> <p>国の「<b>第二次</b>再犯防止推進計画」を踏まえ、次のとおり基本方針と重点課題を定め、本道の実情に応じた再犯防止に向けた取組を推進します。</p> <p><b>【基本方針】</b></p> <p>① 犯罪をした人等が立ち直り、社会の一員として<b>孤立することなく</b>、地域に定着できるよう、国及び市町村、民間団体等と連携して取り組みます。</p> <p>② 国との適切な役割分担を踏まえ、犯罪をした人等に対する切れ目のない指導及び支援に努めます。</p> <p>③ 犯罪被害者等が存在することを十分に認識し、犯罪をした人等が犯罪被害者の心情を理解することの重要性を踏まえ、犯罪防止に取り組みます。</p> <p>④ 再犯防止の取組をわかりやすく広報することなどにより、道民の関心と理解を醸成します。</p> <p><b>【重点課題】</b></p> <p>① 就労・住居の確保等</p> <p>② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等</p> <p>③ 学校等と連携した修学支援の実施等</p> <p>④ 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等</p> <p>⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等</p> <p>⑥ 国・市町村・民間協力者との連携による<b>地域での包摂の推進</b></p>	<p>・国の第二次計画を踏まえて計画を改定することを明記</p> <p>・国の重点課題「地域による包摂の推進」の記載を踏まえて追記</p> <p>・国の重点課題を踏まえて追記</p>
---	--	---

2 計画指標	3 計画指標	
<p>再犯防止推進対策を進める上での指標を次のとおり設定し、取組を検証します。</p> <p><b>指標1</b> 刑法犯検挙者中の再犯者数、再犯者率 3,644 人、45.5%(令和元年) (出典:法務省提供資料)</p> <p><b>指標2</b> 協力雇用主、実際に雇用している協力雇用主及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等の数 1,477 社、84 社、120 人 (令和元年) (出典:法務省提供資料)</p> <p><b>指標3</b> 北海道内の刑務所を出所した人のうち、出所時に帰住先がない人の数及び その割合 302 人 15.4% (令和元年) (出典:法務省提供資料)</p> <p><b>指標4</b> 保護司数及び保護司充足率 3,089 人、86.8% (令和2年) (出典:法務省提供資料)</p> <p><b>指標5</b> 「社会を明るくする運動」行事参加人数 116,265 人 (令和元年) (出典:法務省提供資料)</p>	<p>再犯防止推進対策を進める上での指標を次のとおり設定し、取組を検証します。</p> <p><b>指標1</b> 刑法犯検挙者中の再犯者数、再犯者率 3,323 人、44.0%(令和3年) (出典:法務省提供資料)</p> <p><b>指標2</b> 協力雇用主、実際に雇用している協力雇用主及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等の数 1,571 社、61 社、83 人 (令和3年) (出典:法務省提供資料)</p> <p><b>指標3</b> 北海道内の刑務所を出所した人のうち、出所時に帰住先がない人の数及び その割合 234 人 14.5% (令和3年) (出典:法務省提供資料)</p> <p><b>指標4</b> 保護司数及び保護司充足率 3,029 人、85.1% (令和4年) (出典:法務省提供資料)</p> <p><b>指標5</b> 「社会を明るくする運動」行事参加人数 17,033 人 (令和3年) (出典:法務省提供資料)</p>	<p>・直近の指標の数値に置き換え (以下同じ)</p>

<p><b>指標 6</b> 道民意識調査において、「犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思う」と答えた人の割合 35.9%（令和元年）</p>	<p><b>指標 6</b> 道民意識調査において、「犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思う」と答えた人の割合 35.9%（令和元年）</p>	
---	---	--